第４１号議案

　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年６月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　品川区特別区税条例（昭和３９年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第２０条の２第２項中「または当該納税義務者の同項」を「または当該控除することができなかつた金額のうち法第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項」に、「もしくは区民税に充当し」を「、区民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第２４条の２第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第１項および前項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

２　前項または法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項または法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項または法第３１７条の３の２第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。

第２７条の見出し中「方法」の次に「等」を加え、同条第１項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の１項を加える。

３　森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。

第２９条中「および個人の都民税額」を「、個人の都民税額および森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第３２条第１項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第５項において同じ。）」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第４項および第５項中「によつて」を「により」に改める。

第３４条中「第５号の１５様式」の次に「、第５号の１５の２様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第３５条第１項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「通知によつて」を「通知により」に、「第１７条の２の規定によつて」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項および第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第３５条の２第１項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「および均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第３５条の５において同じ。）」を加え、同項第２号および同条第２項中「によつて」を「により」に改める。

第３５条の６第１項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「方法によつて」を「方法により」に、「第１７条の２の規定によつて」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項および第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第３９条第１項第１号エ中「および側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「および道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第５１条の３第１項および第５項ならびに第５２条第１項中「第３４号の２の５様式」の次に「または第３４号の２の５の２様式」を加える。

付則第４条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

付則第５条の２を削る。

付則第５条の２の２第４項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改め、同条を付則第５条の２とする。

　付則第５条の６第３項を削る。

　付則第６条第１項中「、第７項、第９項、第１１項、第１３項および第１５項」を「および第７項」に改め、同条第３項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第５項から第１２項までを削り、同条第１３項中「第３０条第７項」を「第３０条第３項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第５項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア(ウ)ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第５項とし、同条第１４項中「第６条第１３項」を「第６条第５項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第１５項中「第３０条第８項」を「第３０条第４項」に、「第１３項」を「第５項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第７項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア(ウ)ａ中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第７項とし、同条第１６項中「第６条第１５項」を「第６条第７項」に改め、同項を同条第８項とする。

　付則第６条の２第１項中「、第７項、第９項、第１１項、第１３項および第１５項」を「および第７項」に改め、同条第３項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

付則第１１条第１項および第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

付則第１８条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）」を「）」に改める。

　　　付　則

　（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

　⑴　第３４条、第３９条第１項第１号エ、第５１条の３第１項および第５項、第５２条第１項ならびに付則第４条第１項の改正規定、付則第５条の２ならびに付則第５条の６第３項を削る改正規定、付則第６条、付則第６条の２第１項、付則第１１条第１項および第２項ならびに付則第１８条の改正規定ならびに付則第３条第１項（改正後の付則第６条の２第３項に係る部分を除く。）、第２項および第４項の規定　公布の日

　⑵　第２４条の２の改正規定および次条第２項の規定　令和７年１月１日

　（区民税に関する経過措置）

第２条　改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和６年度以後の年度分の区民税について適用し、令和５年度分までの区民税については、なお従前の例による。

２　改正後の第２４条の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき給与について提出する品川区特別区税条例第２４条の２第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　改正後の第３９条第１項第１号エおよび付則第６条の２第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

２　令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得された改正前の付則第５条の２および付則第５条の６第３項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　改正後の付則第５条の２第４項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

４　改正後の付則第６条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（説明）地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。​